

平成 29 年 2 月受付分 Q & A

問 1

北上市介護予防訪問介護サービス、北上市介護予防通所介護サービスは原則月額報酬ですが、キャンセルがあった場合に利用者からキャンセル料を請求することは可能ですか。

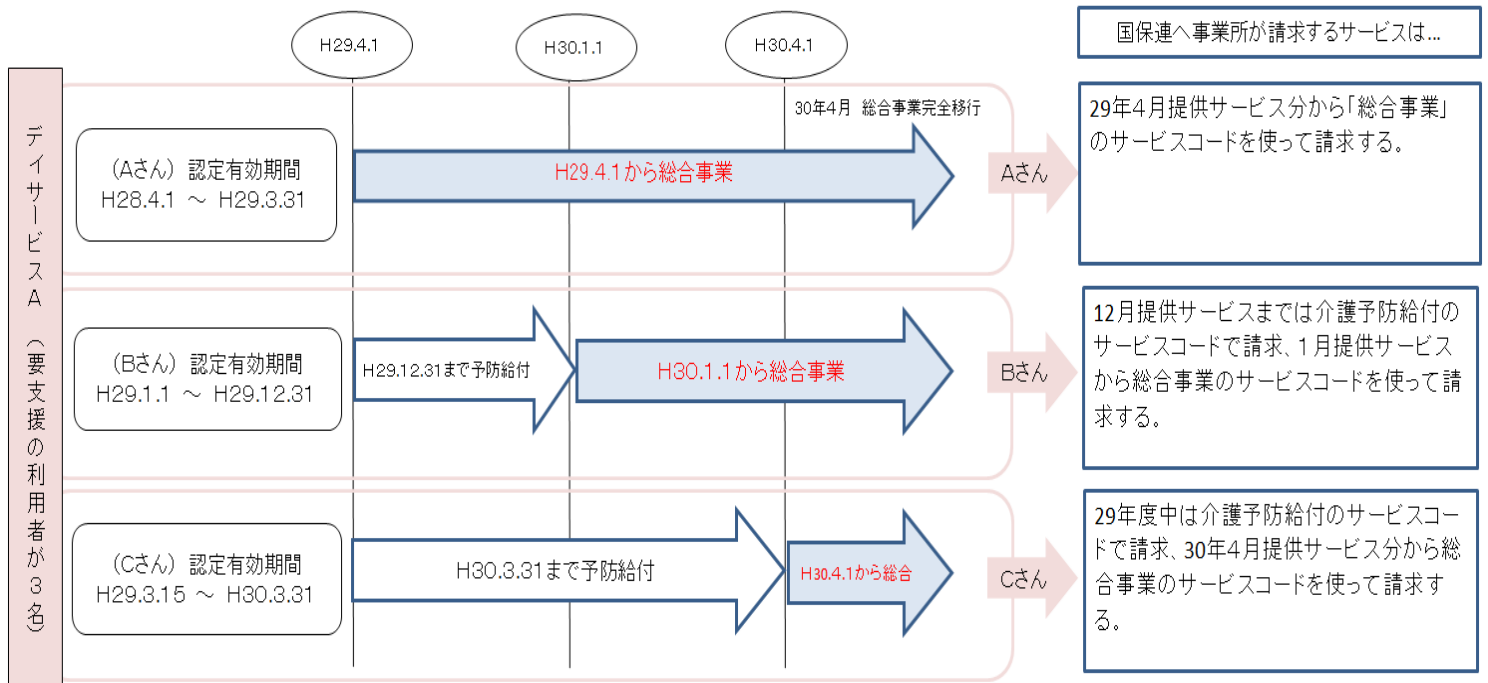
キャンセル料は、利用者と事業者の契約によるものですが、月額包括単価であることからキャンセル料を利用者に請求することは想定していません。

問 2

4 月からの要支援認定者に対する請求は具体的にどのように変わのでしょうか。

次のとおりとなります。予防給付と総合事業の請求対象者が混在するので注意が必要です。

要支援認定者の総合事業への移行(北上市の場合)



平成29年度は「介護予防給付」で国保連に請求する必要がある利用者、「総合事業」で国保連に請求する必要がある利用者が事業所内に混在します。  
\* 訪問介護事業所も同様です。

Q: どうやって総合事業対象者であることを確認したらいいのでしょうか？

A: 介護保険証に記載してある要支援認定期間の始期が平成29年4月1日以降の方は「総合事業の請求対象者」です。要介護認定期間を管理する際に併せて確認して下さい。

問 3

他市町村に住民登録をしている利用者がいる。その市町村が総合事業を実施している場合、実施していない場合があるが、サービスコードは何を使用するのか。

(答)

他市町村に住民登録をしている利用者にサービスを提供する場合、その市町村が総合事業を実施しており、利用者が総合事業に移行していれば、当該市町村の総合事業のサービスコードを使用。

まだ総合事業を実施していない又は利用者が総合事業に移行していなければ、従来の介護予防給付のサービスコードを使用します。